

## 入 札 説 明 書

「自然科学研究機構（山手）山手4号館2階他空調設備改修工事」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和5年11月13日(月)

2. 契約者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 川合眞紀

3. 担当部署

〒444-8585 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

岡崎統合事務センター財務部施設課施設管理係

電話：0564-55-7165 FAX：0564-55-7169

4. 工事概要等

(1) 工 事 名 自然科学研究機構（山手）山手4号館2階他空調設備改修工事

(2) 工事場所 愛知県岡崎市明大寺町字東山5-1（自然科学研究機構山手地区構内）

(3) 工事概要 山手4号館（SR7 延面積3,813㎡）の空調設備改修工事（改修延面積214㎡）を行う。

(4) 工 期 令和6年3月22日(金)まで

(5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を発注者に対し、下記6（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする。

(6) 入札時積算数量書活用方式の試行

① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

## 5. 競争参加資格

- (1) 契約実施規則第3条が規定する資格制限事由（次の①、②）に該当しないこと。
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、同第3条の特別の理由がある場合に該当する。
  - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
    - ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 文部科学省における「一般競争参加の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る令和5・6年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格確認通知書）の記2の等級がA、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者の資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の校舎、研究施設、病院、庁舎又は事務所の新営又は改修機械設備工事を施工した実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
  - ① 2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
    - ・ 1級管工事施工管理技士
    - ・ これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
  - ② 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、自然科学研究機構及び文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17

文科施第345号文教施設企画通知部長) (以下「指名停止措置要領」という。) に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 東海・北陸地区に建設業法に基づく許可を有する本店又は支店、営業所を有すること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

①「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、次に該当する者をいう。

法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者その他経営に実質的に関与している

者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

② 「これらに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(イ) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ロ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ハ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(ニ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

## 6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。

上記5. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記5. (1) 及び(3) から(9) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において、上記5. (2) に掲げる条件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において、上記5. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間：令和5年11月13日(月) 10時から令和5年11月28日(火) 15時まで(発注者の承諾を得て、書類を持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く、上期間中まで。)

②提出場所：上記3. に同じ。

③提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙で提出する場合は、提出場所へ持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものとする。提出期間内必着。)することにより行うものとする。電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

(2) 資料は、次に掲げるところに従い別紙様式2により作成すること。

①同種工事の施工実績(別紙様式2別紙1)

上記5. (4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の実績を記載すること。  
なお、記載する施工実績の件数は1件で良い。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、発注図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる発注図等の資料の写し等は提出すること。

#### ②配置予定の技術者の資格（別紙様式2別紙2）

上記5. (5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載することとする。なお、申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすこと。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### ③入札説明書で定める入札参加資格に関する申出書（別紙様式2別紙3）

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年12月5日（火）までに電子入札システム（紙により申請した場合は、郵送）により通知する。

#### (4) その他

①申請書及び資料の作成並び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 発注者は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料の提出書類（別紙様式2（別紙1から3を含む。））は以下に留意すること。

(イ) ファイル形式は以下によること。

- ・MicrosoftWord (Word2019 形式以下で保存)
- ・MicrosoftExcel (Excel2019 形式以下で保存)
- ・Justsystem 一太郎 (Pro 4 形式以下で保存)
- ・PDFファイル (Acrobat2017 以下で保存)

(ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめて添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。容量は1ファイル10Mbyte、最大3ファイル合計10Mbyte以内に納めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記(1)①の期間内に、上記3.まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内

必着。)すること。この場合においても別紙様式2(別紙を含む。)については、書類とは別に、(イ)に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-R1枚に保存し、提出すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類(書式は自由)のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・持参又は郵送とする旨
- ・持参又は郵送とする書類の目録
- ・持参又は郵送とする書類の頁数
- ・持参又は発送年月日

また、持参又は郵送する場合は、別紙様式2に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑥申請書及び資料に関する問い合わせ先上記3.に同じ。

#### 7. 競争参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求められることができる。

①提出期限：令和5年12月12日(火)17時まで

②提出先：上記3.に同じ

③提出方法：書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)することにより提出するものとする。

(2) 発注者は、説明を求められたときは、令和5年12月19日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 発注者が(1)により説明を求められた際には、開札日を延期することがある。この場合、その旨を参加者に対し周知する。

#### 8. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間：令和5年11月13日(月)から令和5年12月11日(月)15時まで  
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く上記期間中まで

②提出場所：上記3.に同じ。

③提出方法：書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)することにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり上記3.に示す担当部署において閲覧に供する。

期間：令和5年12月15日(金)から令和5年12月22日(金)まで

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで。

但し、競争参加資格確認の申請方法に関するものについては、担当部署において随時回答する。

#### 9. 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札日時 令和5年12月21日(木)10時から令和5年12月22日(金)15時まで

- (2) 入札場所 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38番地  
自然科学研究機構岡崎統合事務センター事務センター棟2階施設課  
(電子入札システム)
- (3) 開札日時 令和5年12月25日(月)10時00分
- (4) 開札場所 入札場所に同じ
- (5) その他 紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、発注者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

#### 10. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札を行うものは、入札期間中に上記3.へ持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ、電子メール)による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を大学共同利用機関法人自然科学研究機構に支払わなければならない。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、有価証券の提供又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

#### 12. 工事費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札の場合は、入札書に内訳書のデータファイルを添付し同時送付すること。ただし、発注者の承諾を得て入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は押印の上、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したものでなければならない。併せて健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明らかにすること。また、工事内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word (Word2019 形式以下で保存)
- ・Microsoft Excel (Excel2019 形式以下で保存)
- ・Justsystem 一太郎 (Pro 4 形式以下で保存)
- ・PDF ファイル (Acrobat2017 以下で保存)

なお、ファイル容量は 10MB 以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく 10MB 以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、提出した工事費内訳書について発注者が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各号に該当する場合については、競争加入者心得第 3 2 第 1 2 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)内訳書の全部または一部が提出されていない場合
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)他の工事の内訳書である場合
	(4)白紙である場合
	(5)内訳書の押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)内訳書が特定できない場合
	(7)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項がかけている場合	(1)内訳書の記載が全くない場合
	(2)入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)発注案件名に誤りがある場合
	(3)提出業者名に誤りがある場合
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行った場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。
- (5) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

### 1 3. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

### 1 4. 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者による入札並びに別冊「現場説明書」及び別冊「競争加入者心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記5. に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

### 1 5. 落札者の決定方法

- (1) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則（以下「実施規則」という。）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札参加者等にくじを引かせ（該当者全員が電子入札による場合は電子くじによる。）落札者を決定するものとする。
- ~~(3) 落札者となるべき者の入札価格が実施規則第22条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規則23条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。~~

### ~~1 6. 最低基準価格を下回った場合の措置~~

~~最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見~~

~~照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。~~

#### 17. 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないと承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記5（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 18. 契約書の作成

別冊「契約書（案）」により、契約書を作成するものとする。

#### 19. 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

#### 20. 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

#### 21. 再苦情申立て

発注者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7.（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により発注者に対して再苦情の申し立てを行うことができる。当該再苦情申立については、文部科学省入札監視委員会が審議を行う。（提出場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先は、上記3. に同じ。）

#### 22. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

#### 23. 手続における交渉の有無 無

#### 24. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）入札参加者は、別冊「競争加入者心得」及び「契約書（案）」を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- （3）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （4）提出した入札書の引き換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- （5）本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者と

- して申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不調となった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を発行するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 現場説明会は行わない。
- (8) 落札となるべき同じ金額の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて（該当者全員が電子入札による場合は電子くじによる。）落札者を決定する。
- (9) 落札者は、上記6.（2）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (10) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ①システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
文部科学省電子入札システムヘルプデスク電話：0570-001184
- ②ICカードの不具合等発生等の問い合わせ先  
取得しているICカードの認証機関
- ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記3に連絡すること。
- (12) 本入札及び工事に関する訴えの管轄は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務局の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。
- (13) 本工事に係る資料等において「請負者」とあるものは、全て「受注者」と読み替えるものとする。